

## 議案第13号

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

出産育児一時金を引き上げるため、富士見市国民健康保険条例の一部を改正したい  
ので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。